

畜産とくつく情報

平成13年11月21日

問い合わせ先
長野県庁畜産課
☎026-235-7232

安心・安全な畜産物を食卓へ 牛の個体識別を始めましょう！

なぜ、いま、個体識別なのか？

- (1) 92年ぶりの口蹄疫の発生に加え、本年9月国内で初めての牛海綿状脳症が確認されたことによって、畜産物の安全性に関する消費者の関心はいよいよ高まっています。
- (2) 牛の生産情報が追跡できるような仕組みを作り、問題が発生した時に的確に対応できる体制を通じて、良質な畜産物と共に消費者に安心を届けることは、畜産農家を始めとする私たち関係者に強く期待されているところです。

本年度は何をするのか？

疾病発生時等に、移動歴等を瞬時に把握するため、平成14年1月から3月の間に、国内全ての牛に「個体識別耳標」を装着します。

個体識別耳標の装着により今後期待される効果は？

- (1) 生産物の安全性の保証 → 伝染性疾病発生時の風評被害の防止
- (2) 個体確認の簡素化 → 牛群管理の効率化
- (3) 個体情報の一元的利用 → 牛群管理の効率化
- (4) 指導内容の向上、改良の促進 → 経営改善、生産性向上
- (5) 団体サービスの効率化 → 農家負担の軽減

「個体識別耳標」の装着は、1頭の牛を生涯唯一の番号で識別・管理するシステムの第1歩です。

年度内に個体識別耳標を装着することが必要です。牛を飼養する皆さん全員の御理解と御協力をお願いします。

(家畜改良係)

動物性たん白質を含む飼料について

11月1日に飼料安全法に基づく省令が改正され、豚・馬・鶏に由来するたん白質のうち、一部のたん白質について、安全性が確認されたことから、豚・鶏・魚の飼料に用いることができるようになりました。

なお、牛に対しては、明らかに安全性を確認できる一部の動物性たん白質（乳製品、卵製品、大臣が確認したコラーゲン・ゼラチン等）を除き、すべての「動物性たん白質を含む飼料」の給与や牛用飼料の製造が禁止されています。

11月1日以降、飼料に含まれる動物性たん白質の規制は下記のとおりとなっています。

印：給与可 ×印：給与不可

主 な 対 象 品 目		給 与 対 象 畜 種			
		牛	豚	鶏	養 魚
乳、乳製品、卵、卵製品、骨灰、骨炭 ゼラチン及びコラーゲン（農林水産大臣が確認したもの） 魚粉等（魚介類以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの）	すべての畜種由来				
血粉、血しょうたん白（農林水産大臣が確認したもの）	牛由来	×	×	×	×
	豚（馬）由来	×			
	家きん由来	×			
肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨灰、骨炭以外のもの）	牛由来	×	×	×	×
	豚（馬）由来	×	×	×	×
チキンミール及びフェザーミール（農林水産大臣が確認したもの）	家きん由来	×			
加水分解たん白 蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かす 第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白を含まないものを除く）	すべての畜種由来	×	×	×	×

注1 〔農林水産大臣の確認が必要な対象品目で、大臣の確認のないもの（魚介類以外のたん白質の製造工程と完全に分離されずに製造された魚粉等）〕については、すべての畜種への給与が禁止となっています。

注2 骨灰 … 骨を空気の流通下で燃焼（1000 以上）したもの

骨炭 … 骨を風気を遮断し、熱分解（約800 以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの

（草地飼料係）